破産手続終結

平成２２年（フ）第２９７号
静岡県浜松市南区三新町487番地の６
破産者　スズロク静岡アルミ株式会社
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
島根県出雲市多伎町小田951番地
破産者　石飛　　進
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１３１３号
福岡市南区桧原６丁目26番40号
破産者　株式会社徳永
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９７号
千葉県市原市椎津601－２、開始決定時の住所千葉県市原市島野2011番地３
破産者　岩館　結香（旧姓北村）
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６６１号
札幌市北区あいの里３条６丁目10番１－715号
破産者　武田　賢介
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
茨城県石岡市吉生508番地
破産者　山﨑　忠広（旧姓塚本）
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２１３号
愛知県春日井市勝川町３丁目３番地　第７リーディングビル305号、開始決定時の住所愛知県春日井市中新町１丁目12番地３
破産者　早川　伴美
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８５号
名古屋市名東区神丘町２丁目21番地の２　アーバンラフレ虹ケ丘東１号棟207号、開始決定時の住所名古屋市千種区東山元町２丁目52番地の１
破産者　秋山　範久
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３８号
神戸市兵庫区上沢通１丁目３－２－303号　湊川公園パークハウス、住民票上の住所神戸市兵庫区会下山町３丁目17番１号
破産者　山本いつ子
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
広島市東区矢賀４丁目11番17号、開始決定時の住所広島市南区段原２丁目15番11号
破産者　中谷　守行
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９３号
広島市南区青崎２丁目19番１－828号
破産者　鋼　　利美
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
福岡県久留米市通町113番地２
破産者　正岡　　満
１　決定年月日　平成23年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８３号
静岡県沼津市岡宮1349番地の２　グラン・アビターレ305号
破産者　金澤　卓司
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
愛知県稲沢市松下２丁目９番12号
破産者　前田　千秋
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５６４号
京都市左京区松ケ崎樋ノ上町15番地の１
破産者　谷　　智之
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
京都府宇治市広野町東裏129番地　グリーンヒルズ302号、開始決定時の住所京都府宇治市大久保町上ノ山43番地の１　藤和ライブタウン宇治大久保409号
破産者　大谷龍太郎
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
長崎県南島原市布津町乙1105番地１
破産者　児島　幸助
１　決定年月日　平成23年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係